

# ○介護保険事業計画策定業務プロポーザル実施要綱

〔平成20年5月9日〕  
要綱第3号

(目的)

**第1条** この要綱は、後志広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する「後志広域連合介護保険事業計画策定業務」（以下「事業計画策定業務」という。）の受託者の特定を指名した者の中からプロポーザル（企画提案）方式により実施するに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** 本要綱において「プロポーザル方式」とは、事業計画策定業務の事業者等を選定する場合において、技術適性を的確に把握するため、企画提案書の提出を要請する事業者等を選定した後に、当該事業者等から企画提案書の提出を求め、かつ、原則としてヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該策定業務の内容に最も適した受託者を特定する手続きをいう。

(対象)

**第3条** 広域連合長は、プロポーザル方式による受託者の特定を行おうとするときは、あらかじめプロポーザル方式によることの適否及び評価基準の適否その他必要な事項を、広域連合長が設置する指名選考委員会において審議するものとする。

2 広域連合長は、プロポーザル方式による受託者の特定を行うための企画提案内容等を審査し、契約の相手方を適正に選定するための介護保険事業計画策定業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

(プロポーザル参加者の指名)

**第4条** 広域連合長は、企画提案書の提出を要請する参加者の指名選考を指名選考委員会で審議するものとする。

(企画提案書の提出要請)

**第5条** 広域連合長は、前条の選考結果に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者（以下「参加要請者」という。）に対し、企画提案書の提出を要請するものとする。

2 広域連合長は、企画提案書の提出期限の設定に当たっては、前項の提出要請を行った日の翌日から起算して概ね14日間とするものとする。

3 質問の受付期間は、提出要請を行った日の翌日から起算して概ね5日以内とする。

(受託者の特定)

**第6条** 広域連合長は、プロポーザル方式により参加者の特定を行うため、審査会において企画提案書及びヒアリングの内容の審査並びに評価を行い、当該事業計画策定業務の内容に最も適すると認められる参加者を特定するものとする。

2 広域連合長は、前項の特定の後、随意契約の参加者の指名選考について、指名選考委

員会で審議するものとする。

3 広域連合長は、第1項又は前項の審査結果に基づき特定された者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に書面により通知するものとする。

4 広域連合長は、前項の特定者及び非特定者に対する通知には、それぞれ特定された理由又は特定されなかった理由を付すものとする。

（事務局）

**第7条** プロポーザル方式による選定実施に関する庶務を処理するため、事務局を介護保険課に設置する。

（補則）

**第8条** この要綱の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定めるものとする。

#### **附 則**

この要綱は、平成20年5月9日から施行する。